

1 第208回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第208回国会(常会)は、令和4年(2022年)1月17日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月15日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、農林水産委員長の選挙、7特別委員会(災害対策、ODA沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興)の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)の設置等が行われた。

(政府4演説)

1月17日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、林外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び山際国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で同19日及び20日、参議院で同20日及び21日にそれぞれ行われた。

(令和四年度総予算)

令和四年度総予算は、1月17日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月21日に予算委員会で、同22日に本会議で、それぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月24日から予算委員会において質疑が行われ、3月22日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(1)参照)。

(ゼレンスキー・ウクライナ大統領による国会演説(オンライン))

2月24日、ロシアのプーチン大統領がウクライナでの「特別軍事作戦」を実施する旨発表し、侵攻を開始した。これに関して、衆参両院でそれぞれ「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」等の決議が行われたほか、参議院予算委員会において「ウクライナ情勢等」をテーマに集中審議が行われるなど、国会審議の中でも重大なトピックスとなった。

ウクライナ政府からの打診を受け、3月23日、衆議院第一議員会館の国際会議室等において、両院議長の主催により、ヴォロディーミル・オレクサンドロヴィチ・ゼレンスキー・ウクライナ大統領の演説をオンライン形式で実施した。オンライン形式による国会演説は、憲政史上初めてのことであった。

(令和四年度補正予算)

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）の実施に必要な経費の追加等を行う一方、公債金の増額を行うため、5月25日、令和四年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、5月27日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月30日から予算委員会において質疑が行われ、同31日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（2）参照）。

（内閣不信任決議案）

6月8日、衆議院において「岸田内閣不信任決議案」が提出され、同9日の衆議院本会議において否決された。

（いわゆる「文通費」改革）

国会議員に毎月100万円が支給される「文書通信交通滞在費」（以下「文通費」という。）について、令和3年10月31日に執行された衆議院議員総選挙における新当選議員に対し、在職日数が1日にもかかわらず満額が支給されたことが問題視されたのを契機に、その使途に事実上制限がないこと等まで注目され、文通費の改革は喫緊の課題とされた。

今国会においては、与野党協議に基づき「国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）」が提出、可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述3（5）参照）。これにより、文通費の名称が「調査研究広報滞在費」に改められたほか、その支給が日割計算によることとなった。一方で、その使途の公開や未使用分の国庫返納について議論があったが、今国会において結論は出なかった。

（いわゆる「JRパス」の不正使用問題）

国会議員には、各自の選択により①「国会議員鉄道乗車証」（以下「JRパス」という。）、②JRパス及び月3往復分の航空券引換証、③月4往復分の航空券引換証のうち、いずれかが交付されるが、これに関して、使用期限切れのJRパスを悪用し、実在の現職国会議員になりすまして新幹線のグリーン券等をだまし取ったとして、5月8日、元国会議員が逮捕された。

この事件を受け、参議院では、5月17日の議院運営委員会理事会において、JRパスの返却の徹底について、また、同24日の議院運営委員会理事会において、JRパス使用時の本人確認の強化について、申合せを行った。また、衆議院においてもJRパスにかかる対応策が了承された。

（新型コロナウイルス感染症対策）

参議院における新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、議場においては起立採決を採用する等の対応を行った。

また、参観等については引き続き人数制限や検温の実施等の条件のもとで実施するなど、様々な措置が継続して採られた。

2 予算・決算

(1) 令和四年度総予算

令和四年度総予算3案は、1月17日、衆議院に提出され、同21日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、1月24日から質疑を行った。2月21日に質疑を終局した後、立民、国民及び共産がそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

2月22日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月24日及び25日に基本的質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同28日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を3月1日、3日、4日、9日、10日、11日及び18日に行った。

このほか、集中審議（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月2日（ウクライナ情勢等）、7日（新型コロナウイルス感染症対応等）、10日（現下の諸課題）、14日（現下の諸課題）及び17日（岸田内閣の基本姿勢）に行った。

また、3月8日に公聴会を行ったほか、同15日及び16日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月22日には、締めくくり質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月22日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

(2) 令和四年度補正予算

令和四年度補正予算2案は、5月25日、衆議院に提出され、同日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、予算委員会において、5月26日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、れ新が提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算2案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算2案を原案どおり可決すべきも

のと決定した。

5月27日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、5月30日及び翌31日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

5月31日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

(3) 令和二年度決算

令和二年度決算外2件は、第207回国会の令和3年12月6日に提出された後、参議院では、第207回国会の令和3年12月21日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会でも概要説明を聴取した。その後、今国会の本年3月28日には、岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月4日から5月9日まで6回にわたり省庁別審査を、同日に准総括質疑を行い、6月13日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和二年度決算は是認すべきものと、6項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和二年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和二年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和二年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和二年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、3月28日の決算委員会では、令和元年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和二年度予備費関係4件は、5月16日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和二年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

5月18日の本会議において、令和二年度予備費関係4件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出61件の全てが成立した。通常国会としては、第136回国会以来26年ぶりに、内閣提出法律案の全てが成立した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出35件のうち、2件が成立した(成立率5.7%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出61件、継続8件のうち、15件が成立した(成立

率21.7%)。

条約は、今国会提出7件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出2件の全てが可決された。

(1) 令和四年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」(閣法第1号)は1月25日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」(閣法第3号)及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」(閣法第4号)は同28日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第3号及び同第4号については、2月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同10日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

2月22日の本会議において、閣法第3号及び同第4号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第1号が討論の後、可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同15日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第3号及び同第4号については、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月22日の本会議において、閣法第3号及び同第4号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第1号が討論の後、可決され、上記3法律案は成立した。

(2) 在日米軍駐留経費特別協定

現行の特別協定の有効期間が本年3月31日までとなっていることに鑑み、我が国の本年から令和8年までの会計年度において、在日米軍従業員に対する基本給等の支払に要する経費等を我が国が負担することを規定するとともに、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定する「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件」(閣条第1号)が、2月8日、

衆議院に提出された。

衆議院では、3月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同11日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

3月15日の本会議において、同件は承認され、参議院に送付された。

参議院では、3月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、同24日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

3月25日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

(3) 雇用保険法等改正案

新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例等の期限を延長するとともに、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等による事業運営の適正化の推進、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等の措置を講じる「雇用保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第14号）が、2月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同11日に立民、国民及び有志の3派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、同15日から原案及び修正案について質疑を行った。同16日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月17日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同24日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月30日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(4) 防衛省設置法等改正案

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講じる「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（閣法第26号）が、2月8日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同15日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月17日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された外交防衛委員会で、4月5日に趣旨説明を聴取し、同12日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月13日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(5) 国会法等改正案

文書通信交通滞在費に関し、その名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとするるとともに、日割計算による支給の導入について定めるため、4月14日、衆議院議院運営委員会において、「国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案（衆第29号）とすることと決定した。

4月14日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された議院運営委員会で、4月15日に趣旨説明を聴取し、意見聴取を行った後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月15日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(6) 関税暫定措置法改正案、外為法改正案

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最恵国待遇を撤回する「関税暫定措置法の一部を改正する法律案」（閣法第59号）、同様の観点から、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化する「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」（閣法第60号）が、4月5日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月12日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同13日に質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

4月14日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月15日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された財政金融委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

4月20日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、成立した。

（７）経済安保推進法案

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」（閣法第37号）が、2月25日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月17日の本会議で、同法律案及び「経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案」（衆第10号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、同18日に趣旨説明を順次聴取し、同23日から質疑を行った。同29日には内閣委員会経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。4月6日に閣法第37号に対する立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、両法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、衆第10号を否決すべきものと決定し、閣法第37号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月7日の本会議において、両法律案は討論の後、衆第10号は否決、閣法第37号は可決され、閣法第37号は参議院に送付された。

参議院では、4月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同26日には内閣委員会、経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。同28日に質疑を終局し、5月10日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（８）教育公務員特例法及び教育職員免許法改正案

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講じる「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」（閣法第34号）が、2月25日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、4月1日から質疑を行った。同8日に質疑を終局した後、立民提出の修正案及び共産提出の修正案について趣旨説明を順次聴取し、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月12日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同28日から質疑を行った。5月10日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(9) 薬機法等改正案

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、電子処方箋の仕組みを整備する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第42号）が、3月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月31日の本会議で、同法律案、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」（衆第5号）、「新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案」（衆第20号）及び「新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案」（衆第21号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会で、4月1日に趣旨説明を順次聴取し、同6日から質疑を行った。同15日に質疑を終局した後、各法律案について討論を行い、順次採決の結果、衆第5号、衆第20号及び衆第21号を否決すべきものと決定し、閣法第42号を可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第5号、衆第20号及び衆第21号は否決、閣法第42号は可決され、閣法第42号は参議院に送付された。

参議院では、4月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月12日に質疑を終局した後、立憲提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月13日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(10) 宅地造成等規制法改正案

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定等の措置を講じる「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」（閣法第45号）が、3月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月29日の本会議で、同法律案、「特定土砂等の管理に関する法律案」

(衆第18号)及び「土砂等の置場の確保に関する法律案」(衆第19号)の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された国土交通委員会で、4月1日に趣旨説明を順次聴取し、同6日から質疑を行った。同13日に閣法第45号に対する立民、共産、有志及びれ新の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同20日に閣法第45号に対する立民、共産、有志及びれ新の4派共同提出の修正案の撤回を許可し、閣法第45号について質疑を終局した後、立民、維新、国民、共産、有志及びれ新の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、閣法第45号を修正議決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同12日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同19日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月20日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 地球温暖化対策推進法改正案

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講じる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第25号)が、2月8日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された環境委員会で、3月25日に趣旨説明を聴取し、同29日から質疑を行った。4月5日に立民及び国民の共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月7日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同24日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月25日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(12) 電波法及び放送法改正案

電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基幹放送の業務に係る認

定申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変更を届出義務の対象に追加する等、情報通信分野の外資規制の見直しを行うとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じる「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」（閣法第18号）が、2月4日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月7日の本会議で、同法律案及び「情報通信行政の改革の推進に関する法律案」（衆第26号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同12日に趣旨説明を順次聴取し、同14日から質疑を行った。同19日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、順次採決の結果、衆第26号を否決すべきものと決定し、閣法第18号を可決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、衆第26号は否決、閣法第18号は可決され、閣法第18号は参議院に送付された。

参議院では、6月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された総務委員会で、同2日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月3日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(13) 刑法等改正案、刑法整理法案

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げる「刑法等の一部を改正する法律案」（閣法第57号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行う「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」（閣法第58号）が、3月8日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月21日の本会議で両法律案及び「刑法等の一部を改正する法律案」（衆第31号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された法務委員会で、同22日に趣旨説明を順次聴取し、同26日から質疑を行った。5月13日に閣法第57号に対する立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同18日に閣法第57号に対する自民、立民、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び両修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び両修正案について討論を行い、順次採決の結果、まず衆第31号を否決すべきものと決定した。次に閣法第57号について、立民提出の修正案を否決した後、自民、立民、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第58号を可決すべきものと決定した。

5月19日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第31号は否決、閣法第57号は修正議決、閣法第58号は可決され、閣法第57号及び閣法第58号は参議院に送付された。

参議院では、5月20日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、同24日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月10日に質疑を終局した後、閣法第57号に対する共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、まず閣法第57号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に閣法第58号を可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(14) こども家庭庁設置法案等

こども家庭庁を内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める「こども家庭庁設置法案」（閣法第38号）、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」（閣法第39号）が、2月25日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月19日の本会議で両法律案、「こども基本法案」（衆第25号）、「子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案」（衆第8号）及び「子ども育成基本法案」（衆第27号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された内閣委員会で、同20日に趣旨説明を順次聴取し、同22日から質疑を行った。5月10日には内閣委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同13日に閣法第38号に対する立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、まず衆第27号及び衆第8号を否決すべきものと決定した。次に閣法第38号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に閣法第39号及び衆第25号を可決すべきものと決定した。

5月17日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第27号及び衆第8号は否決、閣法第38号、閣法第39号及び衆第25号は可決され、閣法第38号、閣法第39号及び衆第25号は参議院に送付された。

参議院では、5月18日の本会議で閣法第38号及び閣法第39号について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案及び衆第25号が付託された内閣委員会で、同19日に両法律案及び衆第25号の趣旨説明を順次聴取し、同日から質疑を行った。6月2日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同14日に質疑を終局した後、各法律案について討論を行い、順次採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、各法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(15) AV出演被害防止・救済法案

性行為映像制作物の出演者に重大な被害が生じていることに鑑み、被害の防止を図るとともに、被害者を救済するための措置を講じるため、5月25日、衆議院内閣委員会において、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案」を委員会提出法律案（衆第43号）とすることと決定した。

5月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、6月14日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(16) 決議案

参議院では、2月9日の本会議において、「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」が、3月2日の本会議において、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が、それぞれ可決された。

4 調査会

第200回国会に設置された「国際経済・外交に関する調査会」、「国民生活・経済に関する調査会」及び「資源エネルギーに関する調査会」は、それぞれ6月3日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、同8日に本会議で各調査会長が口頭報告を行った。

（国際経済・外交に関する調査会）

国際経済・外交に関する調査会は、「海を通じて世界とともに生きる日本」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目に行われた調査の概要のほか、次期海洋基本計画も見据えた、5項目の重点事項及び3項目の留意事項の計8項目から成る提言を取りまとめている。

（国民生活・経済に関する調査会）

国民生活・経済に関する調査会は、「誰もが安心できる社会の実現」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、調査の内容を踏まえ、「子どもや若者への支援の充実」、「外国人をめぐる課題への対応」、「生活基盤の安定」及び「困難に寄り添う支援の構築」について提言を行っている。

（資源エネルギーに関する調査会）

資源エネルギーに関する調査会は、「資源エネルギーの安定供給」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目の調査の概要を取りまとめるとともに、政府及び関係者に要請するものとして、「資源エネルギーの安定供給の確保とカーボン

ニュートラルの両立」に関する提言を行っている。

5 その他

(1) 参議院改革協議会

参議院改革協議会は今国会中7回開催され、6月8日、「参議院の在り方」、「参議院選挙制度」、「議員の身分保障」、「委員会・調査会等の整理再編・充実」、「行政監視機能の更なる充実」及び「デジタル化、オンライン審議」についての協議結果を取りまとめた報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

(2) 参議院各会派代表者懇談会

6月14日、議長、副議長、議院運営委員長、各会派の代表者及び参議院改革協議会座長が出席して参議院各会派代表者懇談会が開催された。同懇談会では、同8日に議長に提出された参議院改革協議会報告書が了承された。

(3) 行政監視

行政監視委員会は、6月6日に、行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、同8日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月10日の本会議で、金子総務大臣から令和三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

(4) 国会同意人事案件

今国会に提出された22機関75名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(5) 憲法審査会

3月23日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。4月6日、同13日及び27日には、憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）について参考人から意見を聴いた後、質疑を行ったほか、憲法審査会事務局当局及び参議院法制局から説明を聴き、意見の交換を行った。5月18日及び6月8日には、憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）について憲法審査会事務局当局及び参議院法制局から説明を聴いた後、意見の交換を行ったほか、参考人から意見を聴き、質疑を行った。

(6) 情報監視審査会

審査会は4回開催された。

1月27日及び2月3日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。同3日に、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣の実施及び特定秘密の提示を求めることを決定し、同8日には、内閣衛星情報センターへの委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月13日には、特定秘密文書の管理について、政府からの説明聴取及び質疑を行った後、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締め

くくり的な質疑を行った。

また、6月3日の審査会において、令和3年10月1日から同4年4月30日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書（令和4年6月）を決定し、議長に提出した。その後、同8日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。